

平成30年9月

# 刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

## □ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:

＜平成30年中に発生した労働災害の発生件数＞

(8月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	19 (1)	102 (1)	-10 -1	建設業計	2	14	-8 -2
食料品		12	-15	土木		4	+1
繊維		2	-1	建築	1	7	-8 -2
木材・木製品		1		その他	1	3	-1
製紙・印刷		1	-2	交通・運輸業	3	41	+3
化学	1	8	-5 -1	陸上貨物業		1	-2
窯業・土石	2	6	-1	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	1	9	+1 -1	商業	4	36	-6
金属製品	5	22	+4	接客・娯楽業	3	14	-1
一般機械	1	7	+2	清掃業		17	+5 -1
電気機械		2	-1				
輸送用機械	8	27	+7 +1	上記以外	7	37	+4
その他製造	1	5	+1	合計	38 (1)	262 (1)	-15 -4

※ 本統計は、平成30年8月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ( )内は死亡者数を内数で表しています。

### コメント

刈谷署管内の、8月末での労働災害発生状況は、上記のとおりで、累計は昨年と比較して件数は減少していると言えると思いますが、8月の集計をみると、製造業で死亡災害が1件発生しました。これは、出張中の交通事故であり、しかも、いわゆるもらい事故であることから、労働安全衛生上の問題点はほとんど無いと言えるのではないかと思います。しかし、死亡災害は愛知労働局では7月8月と増加傾向であり、熱中症による死亡災害も発生しているところ です。

死亡災害は、通常の手順を遵守した作業の中では発生することは考えにくく、発生に至るまでに、設備の仕様や作業手順について、管理上の問題点が通常存在します。

安全衛生水準向上のための取り組みをさらに進めていただき、今後、死亡災害を発生させないような職場環境を構築するようにお願いします。

## □ 今日のトピックス

### ☆ 職場の健康診断実施強化月間実施中

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置の徹底等のことについての周知、指導を行っています。

健康診断は実施しているが、その後の取り組みがされていない事業場も多くありますので、一度ご確認下さい。50人未満の小規模事業場では、愛知産業保健総合支援センター(☎:052-950-5375)も利用できますので、お問い合わせ下さい。

### ☆ 働き方改革推進支援センターの利用について

事業場で働き方改革を進める際に、専門的な知識を有する社会保険労務士等の専門家が電話相談に応じたり、実際に事業場へ個別訪問し各事業場のニーズに応じたコンサルティングを行います。

働き方改革推進支援センターの連絡先は、電話:0120-868604となっています。

# 全国労働衛生週間

平成30年10月1日(月)～7日(日) 準備期間 9月1日～30日

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。69回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力下さい。

スローガン

## こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

本週間に取り組む事項

- 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する有料職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

全国労働衛生週間



笑顔は、  
活力。  
—ストレスチェックに取り組みましょう—

2018 全国労働衛生週間

**STEP 1 メンタルヘルス対策の重要さを知る**

- 仕事を原因としたメンタルヘルス不調（精神障害）の発症は年々増加しており、労務環境改善が急務です。メンタルヘルス不調を予防すると、業務の休職や退職に陥ることも少なくなります。人材確保が難しい中、企業の実力を保ち、生産性を向上させるためには、メンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。
- 企業労働衛生連盟を機会に経営トップが宣言し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組ましましょう。

**STEP 2 ストレスチェックに取り組む**

- メンタルヘルス対策の第一歩として、ストレスチェックに取り組むことが有効です。労働者数50人未満の事業場は、1年に1回の実施に努めましょう。（50人以上の事業場は法律で義務付けられています。）
- ストレスチェックの実施に関するご相談は、愛知労働局健康課（電話052-972-0256）までお問い合わせください。
- ストレスチェックの結果、高ストレスとされた労働者から申告があった時は、事業者による事後対策を実施し、健康を回復させて業務上の負担を減らすことが重要です。労働者数50人未満の事業場は、労働相談センターを無料で利用し、事後対策を受けることができます。

※ こころの病  
は、からだの病と異なり、目や人の目には見えません。  
※ 愛知労働局健康課  
労働相談センターの相談は24時間受付です。  
労働相談センターの相談は24時間受付です。

愛知労働局



## その他のお知らせ



### ✓ 労働災害防止講習会のお知らせ

一般社団法人刈谷労働基準協会の主催(刈谷労働基準監督署後援)により、平成30年10月25日(木)、刈谷市産業振興センターで開催します。過去の事例から見た論理的な安全衛生管理の推進や第3次産業向けの労働災害防止についての講演を予定しています。

参加申し込みは、(一社)刈谷労働基準協会(TEL:0566-21-6337)まで、お願いします。

### ✓ 愛知県最低賃金が改正されます

10月1日より  
時間額

871円



898円

になります。ご注意ください！！